

つけましょう 後付け安全運転支援装置

高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる交通事故防止や事故時の被害を軽減するため、安全運転支援装置（後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置）の購入設置費を予算の範囲内で補助します。

市補助金は、令和4年度・5年度のあと2年の予定です。

補助対象者

- ① 市内に住所を有し、2023（令和5）年3月31日時点で70歳以上の人
- ② 有効期限内の自動車運転免許証を保有している人
- ③ 市税の未納がない人
- ④ 暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有していない人
- ⑤ 支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人（国の補助金を除く）



補助対象の自動車

- ① 安全運転支援装置を設置することが可能である自動車（自動二輪車を除く）
 - ② 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること
 - ③ 車検証の「使用者氏名または名称」欄に「補助金申請者の氏名」が記載されていること
- ※補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し免許返納等をご検討ください。

補助対象の安全装置

- ① 2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日の間に設置されたもの
 - ② 国の認定を受けた、障害物検知機能付きまたは障害物検知機能なしの後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置であること
- ※補助対象装置は変更が生じることがあります。最新の情報は、国土交通省又は次世代自動車振興センターのホームページ、お近くの取扱い店等にてご確認ください。

補助金額

※千円未満切り捨て

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置等	申請者が支払った購入設置費の2分の1の額とし、 上限2万円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	申請者が支払った購入設置費の2分の1の額とし、 上限1万円

申請期限

2023（令和5）年3月31日（金）

安全運転支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転する際は、装置があるからと過信せず、交通ルールを遵守し、常に交通安全を意識して運転してください。

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全装置の取扱店で設置（設置可能か確認→安全装置注文→設置完了）

※すべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうかを事前に取扱店でご確認ください。

(2) 申請書を住民課または各支所へ提出

※申請書は住民課・各支所窓口、伊賀市ホームページから入手できます。

【添付書類】すべて申請者本人の名義のものがが必要です

- ①安全運転支援装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- ②自動車運転免許証の写し
- ③補助対象経費に係る領収書の写し
- ④安全運転支援装置の購入及び設置に係る証明書
- ⑤通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの）
- ⑥その他、市長が必要と認める書類

(3) 補助金の交付の決定等

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 補助金が指定口座に振り込まれます

お問合せ

伊賀市役所住民課（本庁舎2階） 電話 0595-22-9638

窓口対応時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

運転に不安を感じている方は運転免許証の自主返納をご検討ください。

●運転免許証の自主返納とは

有効期限内の運転免許証を保有している方が、居住地を管轄する公安委員会（各警察署、運転免許試験場等）に、ご自身の申し出により運転免許証の取消しをする制度です。

